

令和5年9月15日

「倉庫棟ほか解体工事」に伴う樹木の誤伐採について

西部公園緑地事務所においては、庁舎建替えのため「倉庫棟ほか解体工事」を実施しておりますが、樹木の誤伐採が生じたのでお知らせします。建替えにおいて支障となる樹木のうち、本件解体工事では残置することとなっていた樹木を誤って伐採したというものです。概要は下記のとおりです。今後このようなことのないよう慎重に工事を進めて参ります。

【概要】

○誤って伐採した樹木

3本（モチ（6m）1本、サンゴジュ（12m）2本）

樹木の位置は、別紙のとおり

○受注者名

株式会社 道建

○経緯

樹木の伐採作業にあたり、契約締結後に検討し、残置できる樹木を示した図面によるべきところ、誤って契約締結時の「樹木撤去図」に基づき、8月30日に当該樹木を伐採、翌々日の9月1日に監督員（財務局）が現場で気づき判明。

○原因

受注者が、当該樹木を残置することを失念し、誤って契約締結時の「樹木撤去図」に基づき伐採したため。また、本来必要である監督員の立会・確認を経ず、事前の工程表にも記載されずに行われたため。

○再発防止策

- ・受注者、下請造園業者、工事監理受託者、監督員、建設局の関係者で、残置検討後の変更樹木撤去図を再共有し、残置樹木及び伐採伐根樹木の再確認を行う。
- ・残置する樹木の現地確認を徹底する。

【お問い合わせ先】

〔本工事に関すること〕株式会社 道建 03-5878-0610

東京都財務局建築保全部施設整備第一課 03-5388-2819

〔建替え計画に関すること〕東京都建設局総務部用度課 03-5320-5248

〔事務所の業務に関すること〕東京都西部公園緑地事務所 0422-47-0111